

令和6年度東京都北区一般廃棄物処理実施計画

(東京都北区告示第274号)

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年東京都北区条例第28号。以下「条例」という。）第32条第1項及び東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、北区一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な令和6年度の事業について定める実施計画を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東京都北区長 山田 加奈子



1 施行区域

北区全域

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) ごみ、資源 | 94,715 t |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 624.4 k l |
| (3) 動物死体 | 924頭 |

4 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

ごみの減量のため、発生抑制・排出抑制を中心とした取り組みを実施する。

(1) 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- 発生抑制・排出抑制を推進するための区民へのきめ細かい情報提供
- 環境学習などによる人材育成の推進
- エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援
- 事業者等の自主的な取り組みの推進

(2) 家庭ごみの減量

- ごみ減量の普及啓発及び分別周知によるリサイクルの推進

(3) 事業系ごみの減量

- 排出事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- 排出事業者に対する効果的な排出指導體制の構築

(4) ごみの適正処理の推進

- 効率的な収集運搬体制の構築
- 事業経費の分析と情報提供の実施
- 高齢社会に適応したリサイクル・清掃事業の推進

5 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

中間処理施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行う。

7 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

(1) 基本的考え方

一般廃棄物処理業の許可処分を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は行わない。ただし、次の場合はこの限りではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、条例及び規則に定める許可基準のほか東京都北区一般廃棄物処理業許可取扱要綱（11北環リ第644号平成12年3月31日区長決裁。以下「要綱」という。）に定める許可基準を満たす者に限り新規許可処分を行う。なお、汚でいの収集運搬業については、いかなる場合にも新規許可処分は行わない。

①一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について事前に北区と協議を行い、一般廃棄物処理実施計画に適合するものと認められた場合

②令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

(3) 一般廃棄物処分業の新規許可処分について

法、条例及び規則に定める許可基準のほか要綱に定める許可基準を満たす者であって、一般廃棄物処理実施計画に適合すると認められ、区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で当該業を行うものに限り新規許可処分を行う。なお、許可の取得にあたっては、事前に北区と協議を行うこと。

別表

(1) ごみ、資源

区分	種別	収集量	収集方法等	運輸方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (資源を除く。)	26,477 t (日量: 85.7 t)	北区が原則として週2回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	<p>1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源に分別し、定められた場所（原則としてそれを利用しようとする区民等が協議のうえ位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。）へそれぞれの収集日の午前8時まで、排出すること。</p> <p>2 可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第21条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、容器による排出が困難な場合は、規則第21条第2項の基準に適合した袋による排出を認める。</p> <p>3 不燃ごみのうち、金属資源（小型家電含む）、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、規則第21条第2項の基準に適合した袋により、そのほかの不燃ごみとは別にして排出すること。</p> <p>4 資源のうち、古紙については、新聞、雑誌及び段ボールをそれぞれ別にひも等で束ねて排出すること。</p> <p>5 資源のうち、びん・缶については、洗浄し、キャップ等を除いて、定められた場所に置かれたびん・缶それぞれのコンテナに排出すること。なお、各町会・自治会等は、コンテナ管理者を決定し、コンテナ管理者は、回収に合わせて、定められた場所にコンテナ設置等、コンテナの管理を行う。</p> <p>6 資源のうち、ペットボトルについては、キャップ等を除き、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、定められた場所に置かれたペットボトルの回収用ネット袋等に排出すること。 なお、各町会・自治会等が決定したコンテナ管理者のうち希望する者は、回収に合わせて定められた場所にネット袋を設置する等、ネット袋の管理を行うことができる。</p>
	不燃ごみ (金属資源(小型家電含む)、その他の不燃ごみ及び焼却不適ごみをいう。)	2,251 t (日量: 7.9 t)	北区が原則として月2回収集する。	自動車による。	民間の資源化施設へ搬入し、資源化するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	
	その他の不燃ごみ					
	資源 (再利用を目的として、分別して回収するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、紙パック、発泡トレイ、廃食油、及び古布をいう。)	古紙	17,576 t (日量: 56.9 t)	北区が原則として週1回収する。	自動車による。	
	びん					
	缶					
	ペットボトル					

条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

	プラスチック				7 資源のうち、プラスチックについては、中身があるものは取り除き、汚れが付着しているものは、軽く洗浄して排出すること。
	紙パック		北区が公共施設等の拠点で回収する。		資源のうち、紙パックについては、洗浄し、切り開いたうえ、乾燥させ、北区が公共施設等を拠点として設置した回収ボックスに排出すること。
	発泡トレイ				資源のうち、発泡トレイについては、洗浄し、乾燥させ、北区が公共施設等を拠点として設置した回収ボックスに排出すること。
	廃食用油				資源のうち、廃食用油については、使用済みのものはペットボトル等のふたのしっかり閉まる容器に入れ、未開封のものはそのまま、北区が公共施設等を拠点として定めた場所に排出すること。
	古布				資源のうち、古布については、洗濯してから、ポリ袋に入れて、北区が公共施設等を拠点として定めた場所に排出すること。
粗大ごみ	2,772 t (日量：9.0 t)	北区が区民の申告に基づき収集するほか、区民自らが区長の指定する施設へ運搬する。		金属を多く含む粗大ごみ(小型家電含む)を民間の資源化事業者施設へ搬入し、資源化する。それ以外の粗大ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	粗大ごみ受付センターに申告し、決められた日に排出する。その際、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出する。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は除去すること。
特定家庭用機器廃棄物※1	—	区民自らが指定引取場所に持ち込むもののほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が収集する。		小売業者等は、製造業者等が設置する指定引取場所において製造業者へ引き渡す。	以下のいずれかの方法で、引き渡すこと。 ①製品を購入した販売店、又は同種の製品を購入する販売店へ引き渡す。 ②区民自らが指定引取場所に持ち込む。 ③家電リサイクル受付センターへ申し込む。 排出者は、特定家庭用機器再商品化法第19条の規定により、製造業者の定めるリサイクル料金を負担すること。また、引き渡しに際して収集運搬料金が発生した場合は、その費用を負担すること。
パーソナルコンピュータ※1	—	再生利用を目的とし、適正に収集運搬する者が行う。		適正に再資源化をする者が行う。	製造事業者等に申し込むこと。排出者は製造事業者等の指示により、回収・再資源化料金を負担すること。

事業系一般廃棄物	可燃ごみ (一般廃棄物) ※4	26,640 t (日量: 86.2 t)	北区が行う家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物とあわせて原則として週2回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	<p>1 条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 排出にあたっては、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで排出するなど北区の指示によること。</p> <p>3 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源(古紙)に分別し、定められた場所へそれぞれ収集日の午前8時まで、排出すること。</p> <p>4 可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第21条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、容器による排出が困難な場合は、規則第21条第2項の基準に適合した袋による排出を認める。</p> <p>5 不燃ごみのうち、金属資源(小型家電含む)、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、規則第21条第2項の基準に適合した袋により、そのほかの不燃ごみとは別にして排出すること。</p> <p>6 資源(古紙)は、新聞、雑誌及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。</p> <p>7 プラスチックは、中身があるものは取り除き、汚れが付着しているものは、軽く洗浄して排出すること。</p>	
	可燃ごみ (一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物) ※3,4		北区が行う家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて原則として週2回収集する。	自動車による。			
	不燃ごみ (一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物) ※3,4	金属資源(小型家電含む)	570 t (日量: 2.0 t)	北区が行う家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物とあわせて原則として月2回収集する。	自動車による。		民間の資源化施設へ搬入し、資源化するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。
		その他の不燃ごみ					
	資源(再利用を目的として分別して回収する古紙、プラスチックをいう。)	古紙	2,115 t (日量: 6.8 t)	事業者による自己処理又は廃棄物処理業者等による処理のほかは、北区が行う家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物とあわせて原則として週1回収集する。	自動車による。		再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。
		プラスチック					
持込ごみ		16,314 t	事業者自ら又は廃棄物処理業者による。	自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	区長の指定する施設を利用して処分する場合は、北区及び施設管理者の示す基準・方法等を遵守すること。	
食品リサイクル対象品目		—	事業者が自ら行うもののほか、再生利用を目的とし、適正に収集運搬する者が行う。		関連する法令等が定めた施設において適正に資源化する。	関連する法令等に基づき、周辺環境に配慮して排出すること。	

(備考)

※1 「特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第6に規定するパーソナルコンピュータ」は製造事業者等により回収・再資源化することとし、天災その他特別の理由があると区長が認めるときを除き、区では収集しない。

※2 引越荷物運送業者が、転居する者から政令に準拠した委任を受け、予め北区に登録した倉庫において管理している粗大ごみについては、原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が収集する。

※3 廃棄物の種別のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

※4 区が収集する事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物は、事業規模が常時使用従業員で20人以下、かつ一排出戸当たり排出する量が一日平均10kg未満の事業者から排出されるものとする。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）	9.4kl	北区が板橋区（板橋東清掃事務所）に収集、運搬を委託する。	吸い上げ自動車による。	中間処理を行った後、下水道放流により処分する（施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合）。	公共下水道処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布きれ、その他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥及びディスポーザー汚泥	168.5kl	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車により運搬する。	一般廃棄物処理業者が行う。	浄化槽法第10条に定める機器類の保守点検及び清掃を行うこと。 浄化槽法第7条、第11条に定める法定検査を受けること。
し尿混じりのビルピット汚泥	173.0kl				事業系し尿等については、原則民間受け入れ施設へ持ち込むものとする。
事業活動に伴って生じたし尿	273.5kl				

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	924頭	占有者又は管理者による自己処理又は廃棄物処理業者等による処理のほかは、申告により北区が収集する。	自動車による。	関連する法令等が定めた施設において火葬する。	北区に収集を依頼する場合は、区が示す基準を遵守し、規則第24条に定める動物死体届出書により、区長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう北区の指示によること。